## 表7 国旗掲揚、国歌斉唱の取扱いに係る懲戒処分等の状況一覧(平成19年度)

(単位:人)

ı= -	市名	Ьп <i>/</i>	\. F. F. I			懲戒処分の種類						A ∌I	311 / <del>1-</del> /c/c	諭旨	総	⇒ı	M A THE
界「		处り	<b>分</b> 年月日		免	職	停	職	減 給	戒	告	台計	訓告等	免職	総	計	処分理由
東フ	京都	19	5	25					5		1	6				6	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度入学式)
		20	3	28					1	4	4	5				5	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度卒業式)
		20	3	31			:	2	8	į	5	15				15	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度卒業式)
新	寫 県	19	4	25							1	1				1	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成18年度卒業式)
		19	4	25							1	1				1	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成18年度卒業式)
		19	5	22								0	1				事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度入学式)
広月	島県	19	5	11							7	7	1			8	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度入学式)
		19	5	11								0	1			1	所属の職員に対して、国歌斉唱時に起立する旨の職務命令を発すべきであったにもかかわらず、それが不十分であったため、その結果、国歌斉唱時に職員が不起立をする事態を招いた。
		20	3	28						8	3	8	4			12	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度卒業式)
高多	知 県	19	5	10								0	2			2	卒業式における国歌斉唱の際、誤って伴奏者が児童を着席させた。着席のまま国歌を斉唱したため十分な斉唱ができなかった。校長及び教頭はその場にいたにもかかわらず、 そのまま斉唱した。
広	島市	19	4	20							1	1				1	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度入学式)
		20	3	26							1	1				1	事前の校長からの職務命令に従わず国歌斉唱時不起立。 (平成19年度卒業式)
	合	計				0		2	14	29	9	45	9	0		54	